

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

## 【ご注意ください】

**確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。**

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

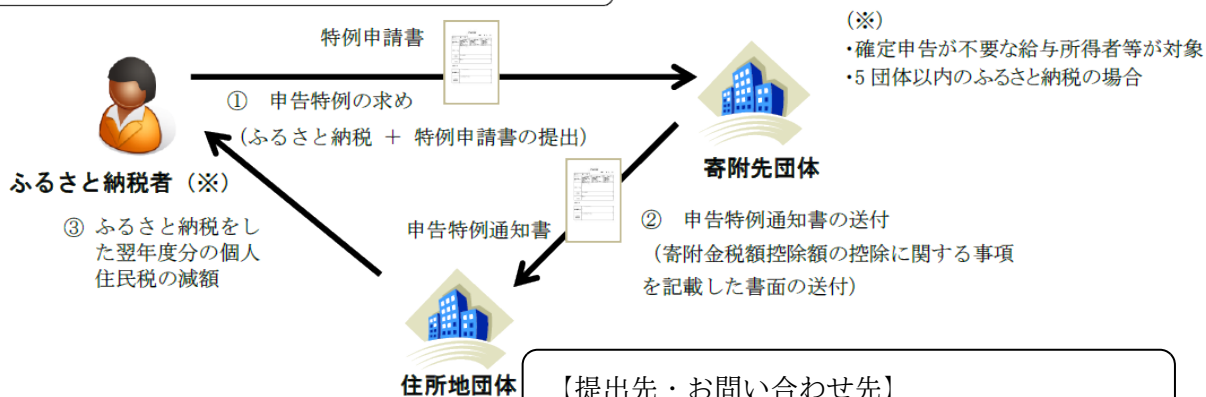
※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに中津川市に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

### (参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



ワンストップ特例申請の添付書類はこちらに貼り付けて提出してください。

①マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

⇒マイナンバー（個人番号）カードの両面コピーを添付してください。

① のりしろ  
-----  
マイナンバー個人カード（表面）のコピー



① のりしろ  
-----  
マイナンバー個人カード（裏面）のコピー



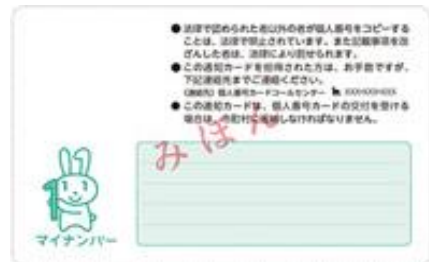
②マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

⇒マイナンバー（個人番号）通知カードの両面コピー + 身分証明書を添付してください。

② のりしろ  
-----  
マイナンバー通知カード（表面）のコピー



② のりしろ  
-----  
マイナンバー通知カード（裏面）のコピー



② のりしろ  
-----  
マイナンバー通知カードの添付書類（氏名・住所・顔写真等が確認できるもののコピー）

- 運転免許証のコピー
  - パスポートのコピー
  - 身体障害者手帳のコピー
- など